

丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

村雲地区には地域の集会施設がないため、現在遊休施設である旧保健センターを利活用し、地域活動拠点として地区のコミュニティセンターを設置します。令和6年度大規模改修工事に着手し、完成する予定です。

「丹波篠山市立東雲コミュニティセンター」を加えるため、丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例の一部を改正します。

施設の概要（延床面積650.16㎡）

部屋名	面積	定員
会議室1	100.69㎡	30人
会議室2	90.00㎡	27人
和室	73.68㎡	22人
地域活動室	70.00㎡	35人

2 改正の概要

別表に次の施設を加えます。

丹波篠山市立東雲コミュニティセンター	丹波篠山市小田中220番地2
--------------------	----------------

3 施行期日等

(1) 施行期日

規則で定める日

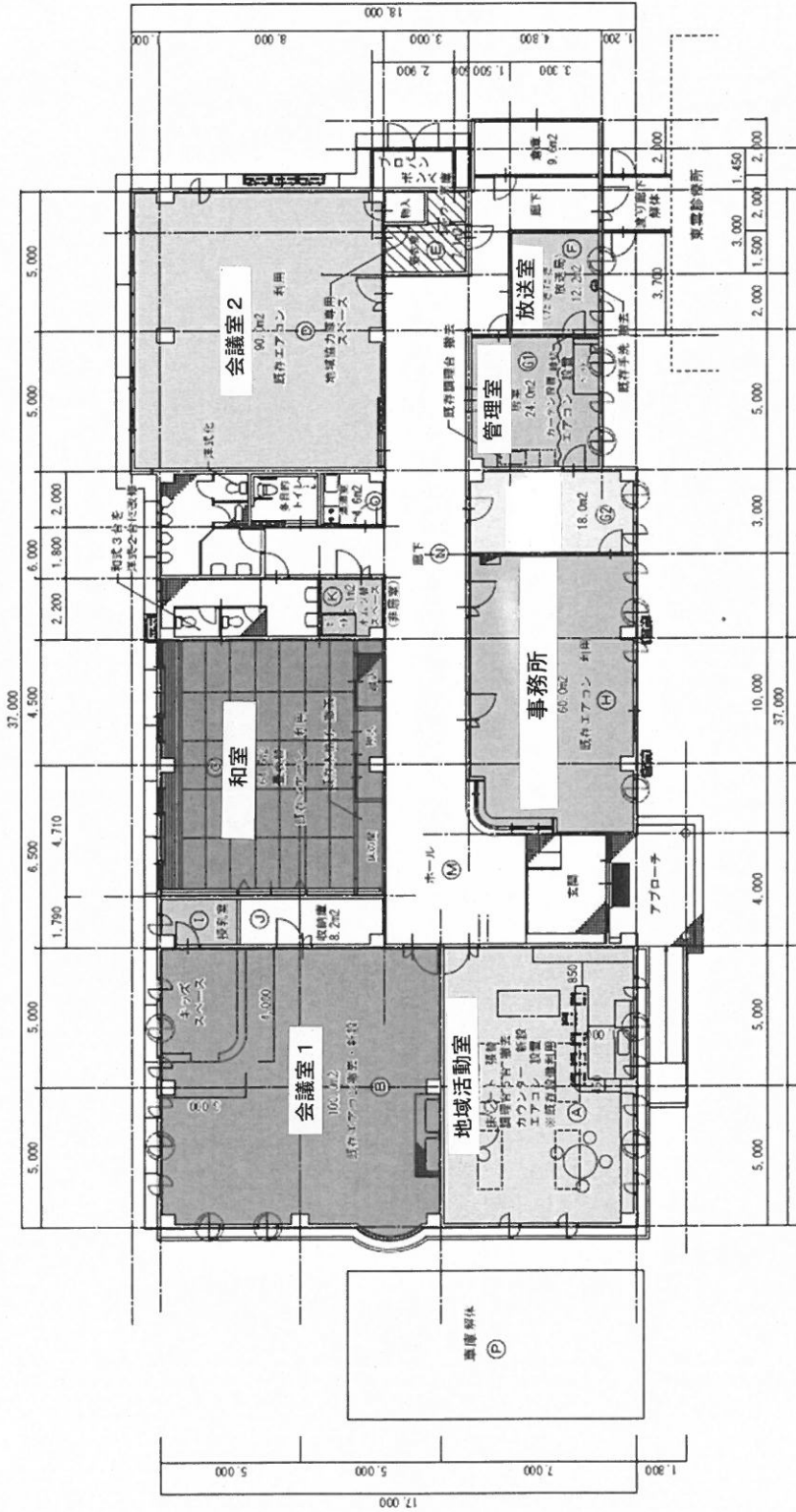
(2) 準備行為

丹波篠山市立東雲コミュニティセンターの指定管理者の指定に関する手続等は、条例の施行日前においても行うことができることとします（附則第2項関係）。

位置図



平面図



丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例について

1 改正の趣旨

住宅火災等災害廃棄物については、被災者への支援を目的に処理可能なものについて、一般廃棄物として手数料免除で受け入れてきました。

この手数料減免規定については、これまで一般廃棄物のみ規定され、産業廃棄物については規定がありませんでした。

しかし、この手数料の減免規定は、被災者支援を目的としているため、住宅火災等災害廃棄物について一般廃棄物と産業廃棄物に区別する実質的な理由はなく、これまでの一般廃棄物に限定している手数料減免規定について、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

第12条の手数料の減免等について、目的が災害や特別な事情のある方への支援であることから、対象を一般廃棄物処理手数料である「第8条第1項及び第2項」に限定せず、一般廃棄物と産業廃棄物の区別を無くし、「廃棄物処理に係る」に改めます。

3 施行期日

公布の日

丹波篠山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び丹波篠山市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和6年3月29日に介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第61号。以下「一部改正省令」といいます。)が公布され、令和6年4月1日から施行されました。

一部改正省令により、介護保険法施行規則第140条の66第1号に規定する地域包括支援センターの職員の配置基準について、人材確保が困難となっている状況を踏まえ、これを緩和する改正が行われました。

この改正に伴い、丹波篠山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年篠山市条例第15号)及び丹波篠山市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成27年篠山市条例第16号)の一部を改正するものです。

なお、一部改正省令の経過措置により、条例改正は最長1年間猶予されていますが、できる限り早い時期での改正及び施行とするため、長月会議に提案するものです。

2 改正の内容

第1条は、一部改正省令において、「地域包括支援センター運営協議会」の定義規定が省令第140条の66第1号ロ(2)から同号イに改正されたことから、丹波篠山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第14条第1号中の引用箇所を改正します。

第2条は、これまでは、一つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、①保健師その他これに準ずる者、②社会福祉士その他これに準ずる者、③主任介護支援専門員その他これに準ずる者を専従・常勤の職員として、それぞれ1人配置することとしていましたが、引き続きこれを原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算法により配置基準を満たせ

るよう丹波篠山市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例第4条第1項を改正します。

また、地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当するそれぞれの区域における第1号被保険者の合計数に応じた数の常勤の職員を個々のセンターに振り分けて配置することをもって配置基準を満たせるよう同条例に第4条第2項を加えます。

常勤換算法とは

事業所の1週間の従事者（常勤及び非常勤）の勤務延べ時間を当該事業所の常勤の従事者が勤務すべき時間数で割ることにより、当該事業所の従事者数を常勤の従事者数に換算する方法

【例】

(1週間の事業所勤務延べ時間) (1週間の常勤の勤務時間) (常勤換算の人数)
120時間 ÷ 40時間 = 3人

3 施行期日

公布の日

丹波篠山市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）が改正され、令和6年12月2日から施行されます。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）が令和6年8月14日に公布されたことにより、丹波篠山市国民健康保険条例（平成11年篠山市条例第127号）の一部を改正します。

2 改正の概要

被保険者証が廃止されることに伴い、丹波篠山市国民健康保険条例第9条中「第9項」を「第5項」に改め、国民健康保険税を納付しないことによる被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定を削除します。

現行	改正案
第9条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	第9条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年12月2日

(2) 経過措置

この条例の施行日前にした行為及び令和6年12月2日に現に被保険者証を交付されている者が令和6年12月2日以後に国民健康保険税を納付しない理由による被保険者証の返還については、なお従前の例によることと規定し、当該規定によってなお従前の例によることとされる場合の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとします。

丹波篠山市消防団員高視認性活動服購入契約について

入札実施結果

- | | | |
|----|-------------------|-----------------------------|
| 1 | 事業名 | 丹波篠山市消防団員高視認性活動服購入 |
| 2 | 事業内容 | 丹波篠山市消防団員高視認性活動服更新 1, 200着 |
| 3 | 設置場所 | 丹波篠山市北新町地内 |
| 4 | 開札日時 | 令和6年8月9日(金) 13:30~ |
| 5 | 入札方法 | 指名競争入札 |
| 6 | 入札参加資格 | 全登録業者のうち、消防用衣料品の販売ができる業者を選定 |
| 7 | 入札参加者(5者) | |
| | (1) 大槻ポンプ工業株式会社 | 京都府綾部市本町7-67-2 |
| | (2) 株式会社藤井ポンプ製作所 | 姫路市白国2-13-1 |
| | (3) 有限会社岡本ポンプ | たつの市新宮町井野原276-1 |
| | (4) 藤本電気防災 | 丹波篠山市小坂145 |
| | (5) 有限会社西垣消防器具製作所 | 朝来市和田山町玉置461 |
| 8 | 落札業者 | 大槻ポンプ工業株式会社 |
| 9 | 予算額 | 25,745,500円 |
| 10 | 予定価格 | 25,745,500円(税込額) |
| 11 | 落札金額 | 23,496,000円(税込額) |
| 12 | 開札結果 | |
| | (1) 大槻ポンプ工業株式会社 | 23,496,000円(税込額) |
| | (2) 株式会社藤井ポンプ製作所 | 24,310,000円(税込額) |
| | (3) 有限会社岡本ポンプ | 24,838,000円(税込額) |
| | (4) 藤本電気防災 | 25,294,500円(税込額) |
| | (5) 有限会社西垣消防器具製作所 | 25,426,500円(税込額) |
| 13 | 契約予定金額 | 23,496,000円(税込額) |
| 14 | 事業完了予定日 | 令和6年12月13日 |

丹波篠山市消防団員高視認性活動服の仕様

1 上衣

左上前身頃および袖の一部はオレンジ色とし、背ヨークに指定ロゴ反射プリントを入れ、視認性を高める。活動性、可動性、着用感を重視し、脇の下に継ぎ目を作らない立体裁断を用いての縫製とし、機能性を高める。

2 ズボン

カーゴポケットフラップはオレンジ色とし、視認性を高める。活動性の向上、股下のパンク防止を考慮し、股部分は立体裁断によるマチ布を用いた縫製とし、機能性を高める。

【参考】消防団員高視認性活動服イメージ

